

施策153

自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

平成27年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を大きく上回り、活動指標も1項目を除いておおむね目標値に達していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
生物多様性の 保全活動実施 箇所	34 箇所	44 箇所	54 箇所	1.00	64 箇所	74 箇所
		44 箇所	70 箇所			
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計					
26年度目標値 の考え方	平成27年度の目標達成に向け、毎年10か所の増大をめざし目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15301 生物多 様性保全の推進 (農林水産部)	ニホンジカの推 定生息頭数	51,800 頭	49,000 頭	63,000 頭	0.64	26,000 頭	10,000 頭
			75,335 頭	99,140 頭			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15302 自然環境の維持・回復 (農林水産部)	自然環境の新たな 保全面積(累計)		3ha	56ha	1.00	(達成済)	163ha
		—	9.9ha	1,018ha			
15303 自然とのふれあいの促進 (農林水産部)	自然とのふれあいの場の満足度		82.0%	83.0%	0.98	84.0%	85.0%
		81.4%	81.2%	81.4%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	115	177	159	111	
概算人件費		198	193		
(配置人員)		(22人)	(21人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行いながら「三重県レッドデータブック」の改訂を目指してレッドリストの見直しを進めるほか、県指定希少野生動植物種の保全、保護管理計画の策定、外来生物対策にかかる普及啓発の実施
- ③ニホンジカやイノシシについて、狩猟期間終了後の捕獲頭数を調べ、その結果を適正な生息管理等に反映させるとともに、ニホンジカの生息頭数の推定方法は、「糞粒法」とともに、より信頼性の高い推定方法とされる「ベイズ推定法」の導入を検討、また、鳥獣の保護及び狩猟等の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を実施
- ④死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザの対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応
- ⑤香肌峡県立自然公園における平成 24 年度の実態調査等を踏まえ、特別地域の指定を含めた公園計画の変更を行い、優れた自然の保全や生態系の維持回復を推進
- ⑥祓川生態系維持回復事業計画に基づき、地域住民、関係団体、関係行政機関と連携・協力して事業を実施し、祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を推進
- ⑦県民の自然とのふれあいの場の満足度を高めるため、自然公園施設等の適正な維持管理に努めるとともに、大杉谷登山歩道など被災している施設の復旧や老朽化した施設の補修等を計画的に実施
また、関係機関と協力し、体験イベント等の取組の推進

平成 25 年度の成果と残された課題

- ①生物多様性の保全を目的として、自主的な活動を行う「里地里山保全活動計画」の認定団体のうち、要望のあった9団体の活動に対して支援しました。また、国の新規事業で、里山林の保全管理や資源利用するための活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策事業」の説明会を6地域で実施し、新たに27の活動団体が増えました。今後も、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、各種の支援制度を活用して、県民の自主的な保全活動を促進する必要があります。

- ②三重県レッドデータブックの改訂に向けて、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況の調査を実施し改訂版レッドリスト（案）を作成しました。また、豊かな自然環境を支える担い手づくりのため、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を5回実施しました。さらに、県指定希少野生動植物種の保全活動を5箇所で行い、外来生物対策として、外来生物被害予防3原則の入れない・捨てない・扱げないことについて、地域のイベント等に参加し普及啓発を図りました。引き続き野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるためには、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を把握するとともに、県民・NPO等団体・行政等が連携し、自主的な保全活動の取組を進めて行く必要があります。
- ③「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験を3回、狩猟免許更新講習を12回実施しました。また、54名の鳥獣保護員により、狩猟等の取締りや指導を実施しました。引き続き、安全な狩猟等を推進する必要があります。
- ④ニホンジカの推定生息数については、「糞粒法」による調査とともに、この結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣の目撃情報等を加味して推定する「ベイズ推定法」による調査を実施しました。また、平成26年4月から平成29年3月を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定しました。引き続き、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図っていくとともに、各地域において適切に被害対策が行えるよう、野生鳥獣の適正な生息管理に努める必要があります。
- ⑤野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査（糞便調査）を4回実施しました。また、死亡野鳥の鳥インフルエンザに係る簡易検査及び遺伝子検査を15件行いましたが、いずれも陰性でした。韓国等近隣諸国で鳥インフルエンザの発生が見られることから、死亡野鳥等にかかる対応などについて関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に行う必要があります。
- ⑥香肌峡県立自然公園の優れた自然の保全を図るため、新たに特別地域977haを指定するとともに、同公園区域のうち、特に生態系の維持回復が必要な区域約38haを指定しました。今後は、これらの保護及び規制する地域について、三重県立自然公園条例に基づいた確かな運用を行い、自然の風景地の保護と生態系の維持回復の継続的な調査を実施して生物多様性の確保に努める必要があります。
- ⑦祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を図るため、祓川の保護すべき野生動物に指定されている淡水二枚貝類を多く摂食するコイ（ユーラシア大陸からの導入型）や外来魚の捕獲を平成25年8月に実施しました。今後も地域住民、関係団体等と協力して祓川の生態系の維持回復に取り組む必要があります。
- ⑧県民に安全で快適な環境を提供し自然とのふれあいを促進するため、県内7つの自然公園施設について、市町等と維持管理契約を締結し適切な管理を行いました。平成16年度に甚大な被害を受けた大杉谷登山歩道については、残り2kmの復旧工事が完了し、約10年ぶりに全線開通することができました。また、平成23年の台風12号及び15号により被災した飛雪ノ滝野営場や近畿自然歩道の復旧が完了したことから、たくさんの方々の利用が期待されます。今後は、平成25年9月の台風18号及び10月の台風26号で被災した自然公園施設や老朽化した施設を含め早期に復旧する必要があります。
- ⑨自然環境や歴史文化を自然観光資源ととらえ、自然環境の保全に配慮しながら観光や地域振興、環境教育に生かす仕組み（エコツーリズム）を推進するため、伊勢志摩地域の団体の活動を支援しています。今後は、観光部局等と連携して自然公園施設や各種イベントの開催などの情報提供を行い、自然とのふれあいを促進する必要があります。

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援します。また、森林・山村多面的機能発揮対策事業については、地域住民、森林所有者、NPO等団体などに事業内容を説明し、里山林の保全管理や資源を利用する活動の拡大を促します。
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、「三重県レッドデータブック」の改訂版を発刊するとともに、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行うほか、外来生物対策にかかる普及啓発、県民やNPO等団体と協働した県指定希少野生動植物種の保全等を実施します。
- ③農林水産業への被害の大きい野生鳥獣について、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、適正な生息管理に努めていきます。また、引き続き、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行うとともに、狩猟団体等と連携し、狩猟の安全対策を推進していきます。さらに、改正される予定の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護事業計画の改定などに的確に対応します。
- ④死亡野鳥等にかかる高病原性鳥インフルエンザの対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応します。
- ⑤香肌峡県立自然公園については、生態系維持回復事業計画に基づき、地元、有識者及び行政で構成する協議会での情報交換を行いながら効果的な取組を実施するとともに、これらの取組による野生動植物の生育・生息状況の変化について調査を行い、その動向を定期的に把握していきます。
- ⑥祓川の生態系維持回復事業で行う、大陸からの導入型コイや外来魚の有効な駆除については、実施時期及び捕獲方法などを祓川環境保全全体会議で協議し、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して取り組みます。
- ⑦老朽化が目立つ自然公園施設や台風で被災した自然公園施設の補修を計画的に進めます。また、自然公園施設や三重県民の森、三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点となる施設について、管理主体と連携し、魅力あるイベントの開催や情報発信などを行い、利用者の満足度の向上に努めます。
- ⑧エコツーリズムに取り組む団体が活動しやすいような環境整備を進めるとともに、関係部局やNPOなどさまざまな主体との連携・協力により、情報等の共有を図りながら自然とのふれあいを促進します。また、平成28年の伊勢志摩国立公園指定70周年にあたってのイベントについて、豊かな自然を生かしたエコツーリズムの定着や、地域の活性化につながっていくよう、関係者や関係部局とも連携しながら協議を進めます。

* 「○」の付いた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。